

農用地利用配分計画

(市町名: 栗東市)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m ²)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
1	中井 栄夫	滋賀県栗東市	岡久保490	田	1402	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	2,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
2	中井 栄夫	滋賀県栗東市	岡前川原462	田	1934	賃借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	2,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
3	中井 栄夫	滋賀県栗東市	岡久保503	田	507	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	—	
4	中井 栄夫	滋賀県栗東市	岡久保503-1	田	842	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	—	
5	中井 栄夫	滋賀県栗東市	岡久保503-2	田	692	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	—	
6	中井 栄夫	滋賀県栗東市	岡久保503-3	田	536	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	—	
7	中井 栄夫	滋賀県栗東市	岡久保504	田	301	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	—	
8	中井 栄夫	滋賀県栗東市	岡久保504-1	田	1520	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	—	
9	中井 栄夫	滋賀県栗東市	岡高井423	田	2760	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	—	
10	中井 栄夫	滋賀県栗東市	岡高井424	田	2930	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	—	
11	中井 栄夫	滋賀県栗東市	岡前川原460	田	1345	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	—	
12	中井 栄夫	滋賀県栗東市	岡前川原463	田	1357	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	—	
13	中井 栄夫	滋賀県栗東市	岡前川原464	田	3730	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	—	
14	中井 栄夫	滋賀県栗東市	岡前川原465	田	1171	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	—	
15	中井 栄夫	滋賀県栗東市	岡前川原466	田	2074	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	—	
16	中井 栄夫	滋賀県栗東市	岡前川原466-1	田	1210	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	—	
17	中井 栄夫	滋賀県栗東市	岡久保496	田	2079	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和8年12月31日	—	
18	中井 栄夫	滋賀県栗東市	岡久保505	田	1398	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和8年12月31日	—	
19	中井 栄夫	滋賀県栗東市	岡前川原457	田	1932	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和8年12月31日	—	
20	中井 栄夫	滋賀県栗東市	岡前川原461	田	2094	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和8年12月31日	—	
21	川崎 俊介	滋賀県栗東市	下戸山五反田1939	田	1488	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	—	
22	川崎 俊介	滋賀県栗東市	下戸山五反田1940	田	695	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	—	
23	川崎 俊介	滋賀県栗東市	下戸山五反田1940-1	田	1600	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	—	
24	川崎 俊介	滋賀県栗東市	下戸山五反田1944	田	1291	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	—	
25	川崎 俊介	滋賀県栗東市	下戸山五反田1946	田	1613	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	—	

農用地利用配分計画

(市町名: 栗東市)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m ²)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
26	川崎 俊介	滋賀県栗東市	下戸山和田1670	田	2332	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	—	
27	岩坂 昭夫	滋賀県守山市	岡込田444	田	2662	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	—	
28	岩坂 昭夫	滋賀県守山市	岡込田444-1	田	735	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	—	
29	岩坂 昭夫	滋賀県守山市	岡南北池477	田	3886	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和15年12月31日	—	
30	岩坂 昭夫	滋賀県守山市	岡南北池478	田	2145	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	—	
31	岩坂 昭夫	滋賀県守山市	岡南北池479	田	1998	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	—	
32	岩坂 昭夫	滋賀県守山市	岡込田440	田	3221	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和8年12月31日	—	
33	林本 彰雄	滋賀県栗東市	岡南北池473	田	1127	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和7年12月31日	—	
34	林本 彰雄	滋賀県栗東市	岡久保487	田	696	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和8年12月31日	—	
35	林本 彰雄	滋賀県栗東市	岡久保487-1	田	726	使用貸借権	水田	令和5年3月18日	令和8年12月31日	—	

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき
- 3 農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき